

第22期第16回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年9月11日 14時
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、厂原 勝彦、加藤 元、水野 諭、
田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、辻 裕樹、工藤 智司
(欠席委員氏名：田畑 明、久貴谷 英二、齊藤 誠)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 村山漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

5 議事事項

議案第1号 檜山海区漁場計画の変更案について(答申)

6 報告事項

- (1) 令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について
- (2) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- (3) 北海道沖合海域におけるとど採捕に係る委員会指示について

7 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第16回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： (略)

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の村山漁業管理係長、土門技師です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中12名の出席で規定数を満たしているため、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、水野委員と松崎委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「檜山海区漁場計画の変更案について」を上程します。
事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号について、ご説明します。

定置漁業権の漁場計画につきましては、これまで切替小委員会並びに本委員会で何度もご審議いただきました。

さきの第14回委員会で振興局素案に関し、異議ない旨、北海道へ回答、その後、様々な事務手続きを経まして、今般、漁業法第64条第4項及び第86条第2項の規定に基づく漁場計画案に係る諮問が北海道知事からあったところです。

これを踏まえ、漁業法第64条第5項に基づく公聴会を委員の皆様のご協力をいただき、9月1日、乙部町・せたな町でそれぞれ開催し、利害関係人の意見聴取が終了しましたことから、漁場計画案についてご審議をいただくものです。

それでは、資料1-1をご覧ください。こちらは、知事からの諮問文です。

次に、資料1-2をご覧ください。

第15次定置漁業権に係る檜山海区漁場計画の変更案です。振興局最終案からの変更点はございません。

資料1-3は漁場図です。

漁場の位置・区域につきましても、振興局最終案からの変更点はございません。

免許予定日は、令和6年1月1日となっております。

次に、資料1-4をご覧ください。

こちらは、公聴会開催結果一覧です。

2箇所で開催し、合計12名の公述人の出席がありましたが、いずれの地区においても、漁場計画案に対しての意見等はありませんでした。

出席頂きました委員の皆様、ご多忙のところありがとうございます。

以上で、第15次定置漁業権に係る檜山海区漁場計画の変更案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第1号の諮問内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、報告事項（１）「令和５管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について」事務局から説明させます。

駒形主事： 報告事項（１）について説明します。

本件につきましては、国の留保分からの追加配分や北海道資源管理方針に基づく機械的な配分等につきましては、操業に影響がでないよう配分の迅速性を確保するため、事後報告とさせていただいているところですが、さんま、すけとうだら日本海系群、くろまぐろに関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の変更がなされましたので、ご報告いたします。

資料２－１をご覧ください。

まず、「さんま」についてです。

北海道の漁獲可能量６，３００トン、うち北海道さんま漁業に対し、６，２００トン配分されていたものが、それぞれ、４，８００トン、４，６００トンに変更されています。これは、NPFC会合での決定内容により、我が国の漁獲可能量に変更されたことに伴う変更でございます。

次に、資料２－２をご覧ください。「すけとうだら日本海北部系群」です。

北海道の漁獲可能量６，９００トン、うち北海道すけとうだら日本海漁業に対し、５，５６０トン配分されていたものが、それぞれ、７，２３４トン、５，８９４トンに変更されています。これは、漁獲可能量未利用分の翌管理年度への繰越に伴い、農林水産大臣から北海道における漁獲可能量が追加配分されたものでございます。

最後に、「くろまぐろ」です。資料２－３をご覧ください。小型魚４７．６トン、大型魚３６３．６トン配分されていたものが、それぞれ、８３．８トン、３２７．４トンに変更されています。これは、他種漁業、他県との融通が調い、大型魚と小型魚の配分を変更したものでございます。

以上です。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 次に、報告事項（２）「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から説明させます。

駒形主事： 報告事項（２）について説明します。

資料３－１をご覧ください。

令和５年８月２２日付け漁管第１２０７号により、北海道知事から定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告がありました。これは、漁業法

駒形主事：第90条第1項の規定により、知事が漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けたことから、同条第2項の規定により、当委員会に報告があったものです。

資料3-2をご覧ください。

当管内29ヶ統全ての定置におきまして、令和4年度漁期に関して、資源管理に適切に取り組んでおり、また、漁場の活用につきましても、適切かつ有効に活用されているとの報告がなされています。

大変簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 次に、報告事項（3）「北海道沖合海域におけるとど採捕に係る委員会指示について」事務局から説明させます。

駒形主事： 報告事項（3）について説明します。

資料4-1をご覧ください。

委員会指示の内容につきまして、年の変更以外、変更点はございません。

資料4-2をご覧ください。

こちらは、事務取扱要領に係る新旧対照表ですが、採捕数の制限につきまして、最高限度「591頭」の変更はございません。

資料4-3につきましては、委員会指示及び事務取扱要領となっております。後ほどお目通し願います。

大変簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 檜山は、ここ2年見えていませんが、宗谷では多く見られるそうで、全道で、500頭弱捕獲されているとのこと。

以上で本日の委員会の議事は終了です。

ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは事務局から、次回開催予定について、報告願います。

日光局長： 次回の委員会は、11月上旬を予定しております。
よろしく申し上げます。

工藤会長： 本日の委員会は、これをもちまして終了します。